

# 特定非営利活動法人のわみサポートセンター 情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人のわみサポートセンター（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

## (公告)

第5条 この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2前項の公告については、定款第55条の方法によるものとする。

## (情報公開の対象)

第6条 この法人は、情報公開の対象を1. 定款 2. 事業計画書、収支予算書、3. 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、財産目録、4. 理事会、社員総会の議事録等とする。

## (閲覧等に関する事務)

第7条 事務局は、書類の閲覧等の申請があったときは、申請された書類を閲覧に供する。閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

## (インターネットによる情報公開)

第8条 この法人は、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行う。  
2前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

## (改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

## 附則

この規程は、令和1年7月1日から施行する。（令和1年6月9日理事会決議）